

## 多賀城市社会体育施設等 選定までの取組経過および評価・選定委員会の概要

### 1 指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成17年4月1日～ 平成20年3月31日	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者を非公募で選定 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
平成20年4月1日～ 平成23年3月31日	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者を非公募で選定 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	第3期 指定管理者指定	第3期指定管理者を非公募で選定 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
平成28年4月1日～ 令和3年3月31日	第4期 指定管理者指定	第4期指定管理者を非公募で選定 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	第5期 指定管理者指定	第5期指定管理者を非公募で選定 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ
令和7年5月30日	指定管理者評価 委員会	第5期指定管理者からの実績説明 後、質疑等を行い、合格ラインに達 していると評価を得る。また、第6 期指定管理者の候補者選定方法及び 指定期間について検討
令和7年7月8日	社会教育委員会 議	第5期指定管理者の評価委員会の結 果を報告
令和7年7月10日	スポーツ推進審 議会	第5期指定管理者の評価委員会の結 果を報告
令和7年7月17日	行政経営会議	教育委員会に第6期指定管理者の候 補者を非公募により選定することを 提案する旨報告し、了承 指定期間を5年間とすることを決定
令和7年7月23日	教育委員会	第6期指定管理者の候補者を非公募 により選定することを決定
令和7年9月1日	指定管理者選定 委員会	指定管理者指定申請者（現指定管理 者）からの企画提案説明後、質疑・ 評価を行い、現指定管理者を次期指 定管理者候補者として選定
令和7年10月22日	行政経営会議	教育委員会に現指定管理者を第6期 指定管理者の候補者とすることを提 案する旨報告し、了承
令和7年10月24日	社会教育委員会 議	第6期指定管理者選定委員会の選定 結果を報告

令和7年10月29日	教育委員会	現指定管理者を第6期指定管理者の候補者とすることを決定
令和7年10月30日	スポーツ推進審議会	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年11月21日	多賀城市議会 全員協議会	第6期指定管理者指定の取組状況について説明
令和7年12月22日	令和7年第4回 市議会定例会	第6期指定管理者の指定 債務負担行為の設定（令和8年度～ 令和12年度）

## 2 指定管理の概要

### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市総合体育館
- イ 多賀城市市民プール
- ウ 多賀城市市民テニスコート
- エ 多賀城公園野球場
- オ 中央公園サッカー場
- カ 中央公園多目的グラウンドA
- キ 中央公園多目的グラウンドB

### (2) 指定管理者が行う業務の範囲

- ア 施設の運営に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ スポーツ行政等への協力に関する業務
- エ スポーツ団体及び指導者の育成に関する業務
- オ 災害時の指定収容避難所の運営支援に関する業務
- カ 対象施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- キ その他の業務

### (3) 指定管理期間

第6期 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

### (4) 指定管理者候補者の概要

名称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ  
所在地 多賀城市下馬五丁目9番3号  
代表者 理事長 安住 政之  
設立 平成16年4月1日

### 3 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要

#### (1) 評価委員会の開催日時等

日時 令和7年5月30日（金）午後2時から午後5時まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

#### (2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	仙台大学体育学部教授 仲野 隆士	学識経験者又は有識者
副委員長	都市産業部長 吉田 学	市職員
委員	桑添 次男	施設利用者代表
委員	齊藤 まゆみ	施設利用者代表
委員	尚綱学院大学芸術・スポーツ部門教授 福井 真司	学識経験者又は有識者
委員	仙台市スポーツ振興事業団理事 堀江 新一郎	学識経験者又は有識者
委員	企画経営部次長 鈴木 孝行	市職員

#### (3) 評価対象

ア 名称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ

イ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

#### (4) 評価委員会の評価方法

##### ア 評価基準

委員ごとに14の評価項目を次の0点から5点までの6段階により評価  
(委員1人当たり70点満点)

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

## イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点（490点の6割）以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は、次の3段階で評価

総合得点	評価
392点～490点	合格（優）
343点～391点	合格（良）
294点～342点	合格（可）
0点～293点	不合格（不可）

### (5) 評価委員会の評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点（490点満点中）	評価
346点	合格（良）

※採点表は、次ページ「社会体育施設等指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表」のとおり

多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	No
施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	4	3	3	5	3	4	26	1
収支等		・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	3	3	3	3	4	3	3	22	2
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	3	3	3	4	3	4	24	3
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	4	3	4	4	4	3	4	26	4
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	3	4	3	4	4	3	4	25	5
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	4	4	3	3	4	3	4	25	6
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	3	3	3	4	4	3	3	23	7
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の安全対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	3	3	4	3	3	23	8
施設の貸出し		・施設の貸出しは適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	4	4	3	3	4	3	4	25	9
事業運営	スポーツ振興事業	・スポーツ振興事業の企画立案、実施、評価のプロセスと組織体制は妥当か ・施設の特性を生かしているか ・参加者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	4	4	3	4	4	4	26	10
	地域スポーツの振興	地域のスポーツ人口を拡大するため次のような取組はあるか ・あらゆる年代の参加を促す取組はあるか ・地域スポーツの活性化に寄与しているか	4	4	4	3	4	3	3	25	11
	団体・イベントの支援	・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力はありますか ・スポーツ協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か	4	4	4	3	4	3	4	26	12
広報		・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	4	3	3	5	3	4	25	13
地域連携、地域貢献等		・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	4	3	3	4	4	3	25	14
総合得点			51	51	46	45	58	44	51	346	
採点率			72.9%	72.9%	65.7%	64.3%	82.9%	62.9%	72.9%	70.6%	

## (6) 評価委員会からの付帯意見

### ア 評価できる点

- (ア) 社会体育事業以外の事業を展開し、それが幅広く行われている。
- (イ) 全職員が職務に関連するスキルアップなどアップデートに努められている。
- (ウ) 新規事業を取り入れている。
- (エ) 固定事業の内容に変化をつけている。
- (オ) 利用者の声は良好
- (カ) スキル、ノウハウを積み重ね、安定的な運営、利用者視点による取組が全ての面において感じられる。
- (キ) 利用者の要望等に対し適切に対応している。
- (ク) 少ない人員で業務を推進している。
- (ケ) 様々なレベル・ニーズに応えうるスクールを設定している点が高く評価できる。
- (コ) 市民スポーツ大会は、子どもから高齢者まで幅広い層が楽しめる大会を企画・運営されていて評価できる。
- (サ) 事業利用者数もアフターコロナの実績が右上がりという事で評価できる。
- (シ) 多賀城創建1300年事業への協力等、市の施策に貢献している。
- (ス) 1300年事業が終了しても継続的に実施されている。
- (セ) 本市の特徴を活かした事業を展開している。
- (ソ) 総合型地域スポーツクラブの利点を生かした活動・運営ができています。
- (タ) ニュースポーツ等も積極的に取り入れていることは好感が持てる。

### イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 多賀城市民のニーズに応じた事業のために必要な情報（アンケート等）が不十分であると思われる。課題が共有できるよう数値や割合（男女別、年齢別）を含めた分析が必要
- (イ) 気温と利用者の安全管理
- (ウ) 小学5・6年生～中学生が参加したくなる事業の展開
- (エ) 活動の量等、実施事項の実績はよく理解できたが、これらの取組を通じた「成果」や「変化をもたらした事等」についての情報はあまりなかった。どんな成果を得ようとしているのか、そのための達成手段は適切だったのか、振り返って検証してほしい。つまり、成果と課題をより明確にしていくことが必要だと思う。
- (オ) 少子高齢化時代においては、スポーツの果たす意義、役割は大きいと感じているので、それに対応した取組をより推進してほしい。
- (カ) スポーツ振興事業の種目に偏りがある。多賀城市総合スポーツ大会（武道・球技等を含めた各種スポーツ大会）の企画・立案
- (キ) 障害のある市民の受け入れについて、今の社会では求められているので検討してほしい。
- (ク) ボランティアのマネジメントについて、マッチング・インセンティブ・

研修会を実施することでボランティアへの意識が変化し、質の向上につながる。

- (ケ) 女性スポーツの活性化についても、より積極的に取り組まれることをおすすめする。
- (コ) 時代に合わせた広報手段。特にSNSの活用
- (カ) 総合型地域スポーツから始まった点からすれば、マンネリ化に陥りやすい点がある。
- (シ) もう少し若い人材（特に男性）を活用して20、30、40代のニーズを受けた運営及び取組を期待する。

## 4 指定管理者候補者の選定方法

### (1) 指定管理候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）  
（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
施行規則（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあつては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- (4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用するため、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることにより、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。
- (5) 指定管理者が条例第8条の規定により指定を取り消された場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

## (2) 第6期指定管理候補者の選定について

令和7年7月23日（水）に開催した教育委員会第7回定例会において、多賀城市社会体育施設等の次期指定管理者候補者について、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条ただし書及び「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第2条第1号から第3号までの規定により、現指定管理者を次期指定管理者の候補者案として非公募により選定手続を行うことを決定した。

ア 20年間社会体育施設等を管理しており、専門的かつ高度な知識を有していると判断できること。

イ 地元の人材雇用や地域との連携が図られていること。

ウ 現指定管理者が引き続き施設の管理を行うことで、安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できること。

## 5 次期指定管理期間について

### (1) 次期指定管理期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とする。

○多賀城市指定管理者制度運用方針（抜粋）

#### IV 指定管理者制度運用手順

##### 2 指定期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とします。ただし、近年中に施設の廃止や変更が認められる場合等においては、5年未満とし、また、より効果的で効率的な行政サービスを提供するため、民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用し、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させようとする場合においては10年を超えた必要な期間を設定可能とします。

### (2) 第6期指定管理期間について

令和7年7月17日（木）に開催した行政経営会議において、多賀城市社会体育施設等の次期指定管理期間について、スポーツウェルネス施設整備事業のスケジュール等を勘案した上、「多賀城市指定管理者制度運用方針」IV 2本文の規定により、次期指定管理期間を5年とすることを決定した。

## 6 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の概要

### (1) 選定委員会の開催日時等

日時 令和7年9月1日（月） 午後2時から午後4時40分まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 選定委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	宮城大学基盤教育群教授 河西 敏幸	学識経験者又は有識者
副委員長	総務部長 竹谷 敏和	市職員
委員	澁谷 大司	施設利用者代表
委員	小林 眞澄	施設利用者代表
委員	宮城県企画部スポーツ振興課 総括課長補佐 猪俣 将	学識経験者又は有識者
委員	上下水道部長 阿部 守	市職員
委員	保健福祉部次長 大河内 克也	市職員

### (3) 評価対象

ア 名称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ

イ 指定管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

### (4) 評価方法

#### ア 評価基準

委員ごとに14の評価項目を次の0点から5点までの6段階により評価  
(委員1人当たり70点満点)

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

#### イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点（490点の6割）以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は、次の3段階で評価

総合得点	評価
392点～490点	合格（優）
343点～391点	合格（良）
294点～342点	合格（可）
0点～293点	不合格（不可）

## (5) 評価結果

指定管理者指定申請者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点（490点満点中）	評 価
349点	合格（良）

※詳細については、次ページ「社会体育施設等指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表」のとおり

多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	No
施設運営の方針・理念		・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウが認められるか	4	4	4	4	4	3	5	28	1
収支等		・事業の収支は妥当か ・収入増、コスト削減に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か ・コストパフォーマンスは優れているか	3	3	3	4	3	2	3	21	2
運営体制	組織、再委託	・組織体制は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	3	4	4	3	3	4	25	3
	職員配置、職員育成、労務管理	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の育成対策は十分か ・雇用形態、労働条件、福利厚生等、労務管理は適切か	4	4	4	4	4	3	4	27	4
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かす策はあるか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応できる体制はあるか	3	3	4	4	3	3	4	24	5
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開の対策は適切か	4	3	3	3	3	3	3	22	6
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・延命化・利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	3	3	4	3	4	2	4	23	7
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の安全対策、準備・訓練は適切	3	4	4	4	4	2	4	25	8
施設の貸出し		・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	3	3	4	4	4	3	4	25	9
事業運営	スポーツ振興事業の実施方針	・本市及び施設の特性を踏まえた内容か ・時代に合ったスポーツ振興事業となっているか	4	3	4	4	4	3	4	26	10
	地域スポーツの振興	・あらゆる年代・ライフスタイルに合った取組となっているか ・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けは妥当か	3	4	4	4	4	3	4	26	11
	団体・イベントの支援	・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力は妥当か ・スポーツ協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か	4	4	4	4	4	3	4	27	12
広報		・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	3	4	3	3	2	4	22	13
地域連携、地域貢献等		・本市近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	5	4	4	4	4	3	4	28	14
総合得点			50	48	54	53	51	38	55	349	
採点率			71.4%	68.6%	77.1%	75.7%	72.9%	54.3%	78.6%	71.2%	

## (6) 選定委員会からの付帯意見

### ア 評価できる点

- (ア) 新たな施設利用者やスポーツ人口の増加に向けた取組に期待したい。
- (イ) 部活動の地域展開について、資格取得など具体的に事業を進めている。
- (ウ) これまで5期にわたる指定管理者としての実績がある。
- (エ) 3つの多様性（多種目・多世代・多指向）による事業展開がされている。
- (オ) 指導者派遣事業による健康増進、地域活動促進への寄与が期待できる。
- (カ) 新規事業も含めて全体的に積極的に取り組んでいる。
- (キ) 利用者アンケートや他市事例を取り入れ、サービス改善に努めている。
- (ク) トレーニング機器の更新や予約システム改善など利便性向上を図っている。
- (ケ) ニュースポーツや地域資源を活かした柔軟な事業展開を行っている。
- (コ) 学校、町内会等と連携し、地域の人材育成や交流に貢献している。
- (サ) これまでの指定管理業務や総合型地域スポーツクラブでの活動で得たノウハウを基礎として幅広い世代の市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの形成につながる事業運営の実施が期待できる。
- (シ) 窓口業務や衛生面も非常に努力していることがうかがえる。
- (ス) 宮城県初、第1号の総合型地域スポーツクラブであり、多賀城市の社会体育施設等の指定管理を担ってきた、これまでの5期21年間の経験と実績がある。

### イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 高齢者に向けた情報発信を検討していただきたい。
- (イ) 少子高齢化、人口減少による各施設利用者数の維持、増進に向けた取組が必要である。
- (ウ) 働く人たちの定着率を良くするためにも給与の面を今後も考慮する必要があると思われる。
- (エ) 個人情報保護規程の更新が必要である。
- (オ) 修繕の優先度や消耗品交換基準等をもう少し具体的に記載してほしい。
- (カ) 危機管理等、市と管理者の責任分担や想定外リスク対応のさらなる明確化が必要である。
- (キ) 広報の効果測定やデジタル弱者への情報提供等に改善の余地がある。
- (ク) 今後ますます少子化の進行や中学校の休日の部活動の廃止に伴い、低年齢者のスポーツ離れが懸念される中で低年齢者の方々がスポーツや運動を楽しめる事業をいかに展開できるかが課題と思われる。
- (ケ) 高齢者をターゲットにした事業等の展開
- (コ) 総合体育館と市民プールについて、中央地区への移転が実現するまでの間の老朽化した現在の施設を市とスポーツクラブが連携して、いかに延命措置を講じるか。

## 7 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブの企画提案の概要（抜粋）

### (1) 施設運営の方針・理念

クラブ創設以来培ってきた市民との信頼関係や公共施設の指定管理者としての実績と経験を活かし、市民の健康増進に関する業務を行い、スポーツを通じ豊かで活力に満ちた多賀城市の形成のため、スポーツ協会・スポーツ少年団等関係団体の協力を得ながら、スポーツを行政主導領域から市民自主活動領域へ緩やかにシフトチェンジするという「多賀城市型市民スポーツ社会」の実現に取り組んでまいります。

#### ア スポーツ振興事業計画に基づく事業の実施

指定管理者として実施する社会体育事業をはじめとし、クラブの自主事業として展開するプログラムの実施や情報の発信を通じ、スポーツ活動に気軽に取り組める機会、環境を整備し、総合型地域スポーツクラブの特徴である3つの多様性（多種目・多世代・多指向）を持ち、地域住民が主体となり、より多くの人たちがスポーツや運動を楽しめる事業を展開します。

#### イ 体育施設及び有料公園施設の管理運営

施設の安全で快適な環境を確保し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行います。

#### ウ 内部管理に関する制度の見直し

スポーツクラブの持続的発展を支える指導者並びに職員に関する制度、規程を充実し、指導者等の確保、労働条件の改善を行います。

#### エ スポーツの振興、発展に関する政策提言

市内公共施設利活用による新たなスポーツの普及を検討するに当たり、さんみらい多賀城イベントプラザ（STEP）や新設のスケートボード場と連携し事業展開するなど、指定管理事業者という立場であると共に、スポーツ振興を担うNPO法人として公共施設・財産の利活用の提案を行います。

### (2) 収支等

#### ア 第5期（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）実績について

##### (ア) 収支等の推移

令和2年に急激に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、施設利用者数は半減していたものの、令和3年度以降は制限を設けながらもスクール事業等の開催ができ、感染症法上の類型が令和5年5月に2類相当から5類に移行したことで、徐々に回復しています。

併せて利用料収入についても、平成31年の消費税増税に伴う利用料金改定の効果もあり、着実に増加しています。

しかしながら、ロシア・ウクライナ、中東での世界的な軍事衝突により、原油価格が急騰すると共に、ドル高・円安による燃料価格の高騰が重なり、電気料金や重油価格に影響が出ました。

また、施設の老朽化に伴う修繕費が急増しており、指定管理に係る経費は令和3年度から令和6年度までの累計で指定管理予算を500万円以上超過している状況です。

更に、国内全体で最低賃金の上げが進み、人材の確保と流出防止の観点から、人件費が増加しています。

#### **(4) 適正な財務管理**

財務管理については、毎月正味財産増減計算書及び貸借対照表総括表をNPO会計基準に合わせ作成し、正副理事長のほか教育委員会事務局生涯学習課長にオブザーバーとして出席いただき、収支・損益について状況報告しています。

また、「正味財産増減計算書」については、部門別（施設管理事業・社会体育事業・法人事業・その他の受託事業）に作成し、部門毎の収支・損益を明確にしています。

財務状況の開示については、定款の定めに従いホームページによって公開しているほか、宮城県、宮城県スポーツ協会に対しても毎期財務諸表を提出しています。

#### **イ 第6期（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）収支計画について**

令和8年4月から利用料金の改定・個人利用料の一部減免が予定されており、施設全体での利用料の減収が見込まれます。

利用者数については、多賀城市における人口推移及び少子高齢化の加速により、急激な伸びは見込めないことから、利用者数は対前年度比100%を維持していくことを目標とし、総合体育館、市民プールの移転建替完了時には、新たに利用者数増加策を検討し、目標数値の修正を図っていきます。

また、近年の国際情勢により国内の物価高騰が続いていることや、最低賃金の大幅値上げによる人件費の上昇を勘案し、収支計画については、支出において年度毎約3%の上昇率にて算出しています。

### **(3) 運営体制**

#### **ア 組織・再委託**

##### **(7) 組織**

クラブは、理事会、専門委員会で構成し、それぞれ定款で定める業務を行っています。

特定非営利活動法人（NPO法人）として、理事長1名、副理事長2名、理事7名及び監事2名で構成しております。

##### **(4) 再委託**

施設管理業務の委託については、機械管理、消防設備、清掃等、業務内容ごとに複数事業者による見積書入手の上委託契約するほか、業務内容の見直しにより経費の削減に努めます。

#### **イ 職員配置、職員育成、労務管理**

##### **(7) 職員配置**

事務局職員の配置及び体制は、事務局長1名、総務管理グループ2名、施設管理グループ3名、事業運営グループ6名、短時間勤務職員14名です。

#### **(イ) 職員育成**

働き方改革が進められる中で、雇用形態を増やし柔軟な働き方を実現することで、働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。

また、クラブ職員の教育、研修については、それぞれ担当する業務に係る外部研修を通して必要な知識、技能を習得させるとともに、職員全員を対象とした内部研修、外部講師による研修会を実施し、特定非営利活動法人の職員及び公共施設従事者としての心構え、対応の在り方を今後も教育していきます。

#### **(ウ) 労務管理**

##### **a 労働基準の遵守**

就業規則及び給与規程等に基づき、職員の服務、労働条件、その他労務管理に関し各規則等を遵守し、適切な労働環境の維持に努めていきます。

##### **b 適正な給与水準の維持等**

常勤職員の給与水準については、毎年実施される宮城県労働実態調査の結果を参考にし、適切な水準を維持するとともに、賞与についても段階的に引き上げるよう努めていきます。

##### **c 人事考課の活用**

昇給、昇格及び賞与の支給率については、人事考課に基づき適正かつ公平に行い、職員の労働意欲の向上を図っていきます。

##### **d 人員配置の適正化**

事務局の定数管理を適正に行うとともに、職員の事務分担を明確にし、事務能率の改善を図るとともに業務の繁閑に合わせた柔軟な対応により、業務運営の効率化を図っていきます。

##### **e 退職金制度の運用**

法人としての雇用条件を向上させるため、退職金の制度を定め、運用しております。原資を職員それぞれが加入する養老保険からの保険金給付を充て、保険料はクラブが負担し、中途退職や死亡退職にも適用可能な仕組みとして継続していきます。

#### **ウ サービスの維持・向上**

施設利用者からの要望、提案、指摘、苦情等を定期的に聞き取り、内容の整理・分類をし、迅速に対応するなど、利用者ニーズを的確に把握し、継続的に施設を利用してもらえるよう環境整備に努めます。

また、短期教室やイベント終了時に必ず参加者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、指導者で構成するスポーツ事業委員会等で事業内容の検討を行い、次年度以降の事業計画に活かす取組を継続していくほか、他市町村の取組や事例を参考に、市民が参加しやすい事業並びに利用しやすい施設にします。

## エ 法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開

公共施設の指定管理者として、かつ特定非営利活動法人として業務、事業を実施するに当たって、多賀城市体育施設条例、多賀城市都市公園条例、特定非営利活動促進法をはじめとし、指定管理者基本協定書、業務仕様書、年度協定書に定める事項をクラブ職員に周知し、コンプライアンス徹底を図っています。

一方、個人情報の保護については、平成24年10月に策定した個人情報保護規程に基づき、会員情報はじめ個人情報の保護について必要な事項の周知徹底を図っています。特にPC取扱いについては、不正アクセス防止の観点からインターネット回線と繋がるPCをメールの送受信用と、インターネットバンキング専用の2台に限定しセキュリティ管理を徹底しているほか、各自が使用するUSBについて、毎日金庫へ管理監督者が格納する取扱いとしており、情報管理の徹底が図られています。

また、情報公開については、当クラブのホームページ、その他のSNSを活用して幅広く情報発信等に努めています。

### (4) 維持管理

#### ア 維持管理（施設、設備、備品等）

##### (ア) 方針

施設、設備等の延命化については、中長期施設保全計画を市の施設管理部署と協議しながら策定し、過去の修繕、補修の履歴を管理し、計画的な保守、点検、消耗部品等の交換を行うという予防保全の取組を徹底します。ただし修繕については、多賀城市の体育館・プールの移転建替計画を踏まえ、費用対効果を勘案しながら多賀城市と協議した上で進めてまいります。

##### (イ) 日常管理

施設、設備及び備品の管理については、日常の安全点検をクラブ職員が巡回し、目視により確認を行います。異常や不具合箇所が確認された際は、その具体的な内容を「自主点検チェックシート」に記録し、修繕が完了した場合は、「修繕履歴一覧表」に記載することによりチェック体制を機能してまいります。

具体的作業としては、自前での調整が可能な場合は即時に対応するとともに、専門の再委託先の確認を必要とする場合は、適切な対応をとることで出来る限り利用者に不便をかけないように努めます。

#### イ 安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）

各種法律に基づいた点検を実施し、安全対策等に万全を期してまいります。

総合体育館及び市民プールについては、消防法の規定により消防計画を策定し、緊急時のみならず、日常的な予防措置と自主点検、検査方法を確認するとともに、クラブ職員による年2回の消防訓練を行ってまいります。

また、普通救命講習会を開催するとともに、AEDについては、点検マニュアルに基づき、定期的に操作訓練を行い、万が一の事態に備えてまいります。

緊急時の対応については、一斉メールやラインを活用して情報が全職員に速やかに行き渡る体制を取っていくほか、警察、消防、病院の連絡先等を明記した連絡網を事務室内に掲示し、内容に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう配慮します。

また、地震や大雪対応マニュアルを作成し、その都度、職員研修会等で再確認するとともに、大規模な災害の発生に備えます。有事の際は、市職員と連携して対応します。

一方、構内での防犯上の安全対策として、警備会社と防犯ブザーの契約を結び緊急対応いたします。

## **(5) 施設の貸出し**

### **ア トレーニング室有酸素系機器の計画的更新**

令和6年度において、トレーニング室利用者は個人使用全体の40%を超えており、特に利用の多い有酸素系機器を令和3年度からは5年計画で更新を行い、機器の保守とトラブル防止に努めております。

今後も機器の計画的更新を継続することにより、利用環境の整備と安全管理に努めていきます。

### **イ 新規利用者への受付・相談体制の充実**

初めて利用される方には、団体の詳細を聞き取りし、多賀城市公共施設予約システムに登録することにより、次回からの申請待ち時間を短縮するとともに、過誤・錯誤のない正確な予約申請を目指します。

### **ウ 利用促進と平等な利用の確保**

令和6年度から多賀城市公共施設予約システムがリニューアルしたことにより、市外からもインターネットで予約が出来るようになりました。その中で総合体育館に関しては、大会等貸館の施設の貸出と個人利用のバランスのとれた利用促進につなげていきたいと考えていきます。

### **エ 満足度向上に係る取組**

毎年、利用者アンケート調査を実施し、要望等を聞くことにより、利用者の声をできる限り反映できるよう努めていきます。

また、普段でも各施設の利用しやすい環境整備及び修繕等は早期に実施することを心掛け、利用者には不便をかけないように努めます。

## **(6) 事業運営**

クラブ創設以来、培ってきた市民との信頼関係や公共施設の指定管理者としての実績と経験を活かし、市民の健康増進に関する業務を行います。さらに、地域コミュニティの活動促進、豊かで活力に満ちた多賀城市の形成のため、関係団体の協力を得ながら、次に掲げる事業を中心にスポーツを通じたまちづくりに貢献していきます。

### **ア スポーツ振興事業の実施方針**

東京オリンピック・パラリンピック大会以降、定番だった競技スポーツからアーバンスポーツに注目が集まるとともに、スポーツの志向は多種多様になってきました。

競技スポーツから派生したスポーツの中には、手法やルール、スペースを縮小し万人に親しみやすい内容に改良されているものもあるため、多様な主体が参加出来るような機会の創出や既存のスポーツが持つ強みを活かし、人が集まり、つながりを感じてもらえるような取組をしていきます。

令和7年度に初開催した「どろんこラグビー」は、多賀城南門西側に位置する文化財用地を会場に、ラグビー経験の有無に関わらずフェアプレーで老若男女大変盛会に開催することができたことは成果であり、引き続き開催をしていきたいと思えます。この前例を基に、多賀城市教育委員会と多賀城市の特徴的な景観や文化を生かした事業を検討及び企画していきます。

## **イ 地域スポーツの振興**

多賀城市が令和6年度に行ったまちづくりアンケートによると、1年間に行った運動・スポーツの回答でもっとも多かったのが「ウォーキング、ランニング」で、時間や場所に捉われずにできる手軽な運動であることが伺えます。

これまでも短期教室やイベント、地域の活動に運動指導者を派遣する事業をとおして、運動・レクリエーションの紹介や生活活動の維持・向上ができるような情報を発信してきましたが、さらに自発的活動の促進並びに多賀城市民の健康増進に寄与できるよう取り組んでいきます。

また、学校運動部活動地域展開が各地で進み、本市でも検討協議会が設置され、運動部並びに文化部の活動の在り方について検討されていることから、動向を注視しつつ、多様な経験や交流が出来るような環境づくりを検討していきます。

## **ウ 団体・イベントの支援**

地域の困りごとや課題解消のため、住民主体で実施するサロンや行事に指導者を派遣し、運動やレクリエーション等で地域コミュニティを盛り上げるお手伝いをしたり、地区対抗のスポーツ大会を開催し、地域のつながりや顔の見える関係をスポーツ交流をとおして構築できるような事業を展開していきます。

地域に根差した住民による、住民のためのスポーツクラブとして培ってきた強みを活かし、長年多賀城市のスポーツを推進してきた多賀城市スポーツ協会や多賀城市スポーツ少年団と連携・協力し、「する」「みる」

「ささえる」の生涯スポーツを推進していきます。

## **(7) 広報**

地域情報誌「スマイル」に、スクール事業の紹介やスクール会員募集を兼ねた情報を掲載し、延べ50,000部を多賀城市内及び仙塩地区、利府の配達エリアにポスティングにより配布しています。

また、公共施設や病院、多賀城市内金融機関、商業施設等に情報誌を設置していただき、広報活動を積極的に行っています。

ホームページでは、事業の募集、施設利用方法、月間予定表、スポーツクラブの概要などを掲載しており、事業の募集や施設の月間予定表は毎月更新をすることで、最新の情報の提供に努めています。

施設利用者からは、事前に予定を立てやすいと高い評価をいただいております。フェイスブックは、ホームページよりも早く情報を発信できる特性を活かし、定員に達していない事業の告知や活動の様子、施設の利用状況などをタイムリーに発信しております。

発信する内容に応じてホームページ、フェイスブックのほか、Y o u t u b eでの事業動画配信により情報提供に努め、アクセス数も年ごとに増加しており、広報の効果は高まっています。

災害時の避難誘導を目的に、多賀城市によって設置された大型防災LEDビジョンの運用が令和7年4月から開始され、体育施設のPRやイベントの事前告知に活用しており、利用者からも「広告見たよ」などの声をいただいております。

このように、多くの方の目に留まるよう工夫に努めた結果、スポーツ振興事業の周知や体育施設等利用者の増加に繋がっていると考えています。

多賀城市が行った予約システムのリニューアルに合わせ、施設情報の充実・施設利用者へのシステム周知を行い、ICTに対応した施設利用の促進を図りました。

また、スマートフォンの普及により、ホームページ閲覧・予約について、PC中心であったものを、スマートフォンサイズの規格を追加設定し、より利便性を向上すべく、令和7年4月よりスタートしています。

## **(8) 地域連携、地域貢献等**

### **ア 地域連携**

(ア) 地域連携の取組として、総合体育館に隣接する幼保連携型認定こども園「つむぎ野」が行う避難訓練に、多賀城市をはじめ近隣の町内会、小中学校、高校、企業と共に参加し、大規模災害が発生した際の避難方法等を確認しあうことで、連携を深めています。

(イ) 指導者派遣事業として、地域の要望に応じて専門性のある指導者を派遣しているほか、地域の困りごとの相談に対するアドバイスや指導者を紹介する等、活動を促進する取組を継続します。

(ウ) 事業によっては、多くの人手が必要となり、市内の高等学校やスポーツに関連する専門学校にボランティア依頼を行うほか、仙台大学体育学科の学生インターンを毎年受け入れることで人材を確保し、安心・安全な事業運営に努めます。

### **イ 地域貢献**

(ア) 職員の市内在住者数については、令和7年8月1日現在、常勤職員・嘱託職員が12名中5名で、短時間勤務職員は14名中10名となっております。

(イ) 資材調達及び業務委託等について、地元多賀城地域に関わりのある業者への発注を継続して優先することで、地域貢献に努めます。

(ウ) 社会福祉協議会、貞山高校の評議員、青少年健全育成多賀城市民会議の理事を事務局長が務めている他、多賀城市スポーツ協会、多賀城市スポーツ少年団の事務局を担っているなど、多賀城地域社会への貢献を継続します。

(エ) 宮城県第1号の総合型地域スポーツクラブとして、「宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」に参画し、日本スポーツ協会の定める登録・認証制度の登録基準を具備していると認められ、令和5年11月に予備登録、令和6年4月に正式に登録クラブとして認定を受けています。

本協議会を通じ、ニュースポーツ体験会等の研修会に参加することで、新たな事業展開に役立てていきます。

## ウ 環境保護

(ア) 節電や紙の削減に努め、環境への配慮を行います。

(イ) 屋外施設である多賀城公園野球場や中央公園サッカー場、多目的グラウンドについて、指定管理エリアのみならず周辺の清掃など適宜実施している他、各施設に接面する歩道の除雪や清掃・除草を行い、環境保護に努めます。

## (9) 職員体制

職種	雇用形態	人数
事務局長	常勤職員	1名
事業運営グループ リーダー	常勤職員	1名
事業運営グループ 主任	常勤職員	2名
事業運営グループ	常勤職員	3名
総務管理グループ サブリーダー	常勤職員	1名
総務管理グループ	常勤職員	1名
施設管理グループ サブリーダー	常勤職員	1名
施設管理グループ	常勤職員	2名
施設管理グループ 受付対応他	パート職員	14名
計		26名

**(10) 指定管理業務に要する指定管理料提示額**

(指定管理事業収支計画より)

区分	指定管理料提示額
令和8年度	138,900,000円
令和9年度	143,550,000円
令和10年度	148,780,000円
令和11年度	154,100,000円
令和12年度	159,700,000円
計	745,030,000円